

農業用機械等を導入したい(1)

農地利用効率化等支援交付金(国) ※旧 強い農業・担い手づくり総合支援交付金

担当課

農業振興課園芸畜産係 TEL 72-8238

本事業の役割

経営改善に取り組む地域の中心経営体等に対し、農業用機械・施設等の導入を支援します。

対象者は？

人・農地プランに位置付けられた中心経営体が対象です。

交付条件は？

付加価値額((収入-費用)+人件費)の向上及び面積の拡大に取り組むこと、機械導入に必要な下限面積を超えている又は超える見込みがあること、補助金額以上の融資借入をすること等。

どのような事業内容？

農業用機械(トラクター、コンバイン、乾燥機等)や施設の導入について、事業規模に応じて次のとおり支援します。

(1) 融資主体支援タイプ(融資を受けて機械等を導入する際の支援)

補助率:3/10以内 上限額:300万円

○融資主体支援タイプのうち先進的農業経営確立支援タイプ

(より高い目標をもって規模拡大を図る場合に、上限を引き上げて支援)

補助率:3/10以内 上限額:個人1,000万円、法人1,500万円

(2) 被災農業者支援タイプ(甚大な気象災害等により国が緊急に対応を要すると判断した場合)

補助率:3/10以内

(3) 条件不利地域支援タイプ(小規模な地域における機械の共同利用等を支援)

補助率:1/2以内 ※農業用機械は1/3以内 上限:4,000万円

手続はどうするの？

- (1) 要望調査(導入年の2月~3月)
- (2) 計画書の作成(5月)
- (3) 申請書の提出(6月)
- (4) 補助金の交付決定、事業着工(7~8月)
- (5) 事業完了(9月)

※手続時期は変更となる場合があります。

